

事務連絡
令和6年3月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

居宅介護職員初任者研修等の演習実施の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等の廃止について」（令和6年3月19日付け事務連絡）においてお示ししたとおり、令和6年4月1日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いが廃止となります。

なお、居宅介護職員初任者研修等の演習実施の取扱いについては、上記事務連絡に関わらず、本年4月以降も当面の間、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」について」（令和5年4月28日付け事務連絡）（連番9）でお示ししていた内容と同様に、下記のとおり取扱いとしますので、この取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等に対し周知をお願いします。

記

1 居宅介護職員初任者研修等の通信の方法による実施について

居宅介護職員初任者研修等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る研修）の講義は従前から通信の方法によることも認めていたが、一定の条件を満たす場合には、演習についても通信の方法によることを可能とする。

2 居宅介護職員初任者研修等の演習の方法による実施についての条件

演習の実施にあたっては、グループでの受講者の能動的参加型学習（アクティブラーニング）の方法により、対面で実施することが望ましいが、以下のすべての要件を満たす場合は、遠隔化しても差し支えない。

- ①カリキュラム及び内容が遠隔以外の方法に依るものと同等であること。
- ②演習では、グループ（受講者同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講者全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。
- ③演習では、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。
- ④演習を実施するグループを構成する受講者数は、必要最低限の人数を単位とすること。
- ⑤担当する講師または事務局等が、受講者に対し演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（遠隔教育の場に接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。

（問合せ先）

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問系サービス係

TEL：03-5253-1111（内線3092）